平成２５年（フ）第１６６号
釧路市武佐１丁目５番11号
債務者　鈴木　周也
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第８９９号
千葉市稲毛区宮野木町969番地　市営住宅１棟104号
債務者　浅海　ノリ
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月27日午前10時50分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８３６号
東京都八王子市諏訪町133番地５
債務者　岩崎　政義
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８３７号
東京都八王子市諏訪町133番地５
債務者　岩崎　珠代
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５２５号
静岡県湖西市神座13番地　ヴィラ東山Ｃ
債務者　中垣　公男
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５３０号
川崎市高津区二子２丁目５番31号　201
債務者　大澤　　博
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５３６号
岡山市北区岡南町１丁目９番25号むらさきアパート２Ｆ北７号、旧住所岡山市北区旭本町４番27号
債務者　田中　和浩
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８０号
東京都多摩市連光寺６丁目７番地の10有限会社泰斗方
債務者　佐藤　久雄
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０１８号
東京都東村山市多摩湖町４丁目３番地１多摩湖町４丁目アパート１―303
債務者　北久保武司
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９２７号
神奈川県大和市柳橋４丁目15番11号　ＳＫハイツ１―203号
債務者　塚口　享一
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１６号
川崎市宮前区鷺沼４丁目13番地６　泉コーポ302
債務者　松野　明美
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８４１号
神奈川県大和市中央２丁目14番９号　グランドハイツ１号
債務者　頓所　和也
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３号
長崎県佐世保市花高３丁目11番３―202号
債務者　森村　斉子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
長崎県東彼杵郡波佐見町小樽郷794番地６、旧住所佐賀県武雄市東川登町大字永野943番地１
債務者　山田　　正
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
長崎県佐世保市花高２丁目１番11―403号
債務者　内田　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係